

件名	建設工事の変更契約について
受付日	令和8年1月21日
ご意見・ご提案の概要	<p>工事完成が集中する多忙な時期にもかかわらず、一部の事務所職員が変更図面や数量計算書の作成を受注者に求める。しかし「工事書類作成提出要領・同解説」では本来、変更設計図書は発注者が作成するとされている。</p> <p>また、完成通知後14日以内に検査を行うと定めた契約約款にもかかわらず、発注者の都合で工期内に完成検査日を前倒しされることがある。これは第23条違反の可能性があり、「特別の理由」といえるのか疑問であり、受注者側の繁忙も考慮すべきである。</p>
県の考え方	<p>ご指摘のとおり、変更設計図書等は原則として発注者が作成するものであり、受注者が算出した設計照査や出来形数量を変更設計数量として利用する場合があるとしても、設計図書の変更資料作成までを求めるものではありません。本要領及び同解説の主旨の徹底に努めるとともに、受注者に対して不必要な資料作成等を求めることのないよう、適切な指導を行ってまいります。</p> <p>また、受注者から完成の通知を受けた場合は、工期内であっても、受注者から完成の通知を受けた日から14日以内に検査を実施しています。工事請負契約約款第23条は、特別な理由により工期を短縮する必要がある時に、発注者が受注者にその旨請求できることを規定したのですが、災害や緊急時の対応等やむを得ない理由がある場合を除き、発注者から安易な請求を行わないよう、周知徹底してまいります。</p>
担当課	県土整備部 技術検査課